

信楽商店協同組合より重要なお知らせ

「商品券」(100円券・500円券・1000円券)の

利用終了及び払戻し実施について

日頃より信楽商店協同組合をご愛顧いただき、厚くお礼申し上げます。

誠に勝手ではございますが、令和5年10月31日(火)をもちまして、本組合発行の「商品券」の利用を終了し、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しを実施させていただきます。未使用の「商品券」(100円券・500円券・1000円券)をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

利用終了日：令和5年10月31日(火)

**払戻し期間：令和5年11月 1日(水) から
令和6年 1月31日(水) まで**

《払戻しを行う前払式支払手段の発行者》 信楽商店協同組合

《払戻し対象となる前払式支払手段》 「商品券」(100円券・500円券・1000円券)

《払戻しの申出期間》 令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水)

受付時間は、午前9時～午後5時まで(土日祝祭日は除きます)

※ 当該期間内にお申出がない場合は、払戻し手続きから除斥されます。

《申出及び払戻しの方法》

払戻し対象となる商品券をお持ちのお客様は、当組合事務所まで商品券をご持参いただき、払戻しの旨をお申出ください。確認の上、その場で現金を払戻しいたします。

払戻し場所／お問い合わせ先 信楽商店協同組合 0748-82-0376

事務所 甲賀市信楽町長野460番地2

